

各位

全7ページ
登録速報(2020-060)
2020年 1月15日
クミアイ化学工業株式会社
企画普及部普及課

登録速報

下記の通り適用拡大登録となりましたので、ご連絡します。

適用拡大登録年月日：2020年 1月15日

記

1. 農薬の登録番号及び名称

登録番号 第18563号

名 称 クミアイアドマイヤーフロアブル

2. 変更の内容

農薬登録申請書第7項中、次の事項を変更し、別紙1のとおり表1【変更前】を表2【変更後】とする。

- (1) 作物名「たまねぎ」(適用病害虫名：アザミウマ類)を追加する。
- (2) 作物名「ほうれんそう」に適用病害虫名ウリハムシモドキ(希釈倍数4000倍)を追加する。
- (3) 作物名「かんきつ」及び「とうもろこし」の使用方法「無人ヘリコプターによる散布」を「無人航空機による散布」に変更する。
- (4) 作物名「かんきつ」の希釈倍数「20倍」を次のとおり変更する。
 - ・ 適用病害虫名「アザミウマ類」、「ゴマダラカミキリ成虫」、「カメムシ類」、「ケシキスイ類」、「コアオハナムグリ」、「ミカンハモグリガ」、「ミカンバエ」及び「ミカンキジラミ」を追加する。
 - ・ 使用液量を「5L/10a」から「4~5L/10a」に変更する。
- (5) 作物名「かんきつ」の希釈倍数「40倍」を次のとおり変更する。
 - ・ 適用病害虫名「アブラムシ類」、「アザミウマ類」、「カメムシ類」、「ケシキスイ類」、

「コアオハナムグリ」、「ミカンハモグリガ」、「ミカンバエ」及び「ミカンキジラミ」を追加する。

- ・ 使用液量を「5L/10a」から「4~10L/10a」に変更する。

(6) 作物名「かんきつ」に希釈倍数「80 倍」（使用液量 8~20L/10a）を追加する。

(7) 作物名「かんきつ」を次のとおり変更する。

- ・ 適用病害虫名「ケシキスイ類」及び「コアオハナムグリ」の希釈倍数「4000~5000 倍」を「2000~5000 倍」に変更する。
- ・ 適用病害虫名「コナカイガラムシ類」の希釈倍数「2500 倍」を「2000~2500 倍」に変更する。
- ・ 適用病害虫名「アカマルカイガラムシ」の希釈倍数「2500~5000 倍」を「2000~5000 倍」に変更する。

(8) 作物名「とうもろこし」の希釈倍数 64 倍の使用液量を、「3.2L/10a」から「1.6~3.2L/10a」に変更する。

3. 当該変更に伴い、農薬登録申請書の記載事項に変更を生ずるときは、その旨及び内容

- ① 農薬登録申請書第 8 項「使用上の注意事項」の(7)を次のとおり変更し、同項を別紙 2 のとおりとする。

【変更前】

(7) 本剤を無人ヘリコプターによる散布に使用する場合は次の注意事項を守ること。

- 1) ミツバチに対して影響があるので、関係機関（都道府県の農薬指導部局や地域の農業団体等）に対して、周辺で養蜂が行われているかを確認し、養蜂が行われている場合は、関係機関へ農薬使用に係る情報を提供し、ミツバチの危害防止に努めること。
- 2) 散布は散布機種 of 散布基準に従って実施すること。
- 3) 散布に当っては散布機種に適合した散布装置を使用すること。
- 4) 散布中、薬液の漏れのないように機体の散布配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
- 5) 散布薬液の飛散によって動植物の被害や自動車の塗装等に被害を与えるおそれがあるなど、各分野に影響があるので、散布区域内の諸物件に十分留意すること。
- 6) 水源池、飲料用水等に本剤が飛散・流入しないように十分注意すること。
- 7) 散布終了後は次の項目を守ること。
 - ① 使用後の空の容器は放置せず、安全な場所に廃棄すること。
 - ② 機体の散布装置は十分洗浄し、薬液タンクの洗浄廃液は安全な場所に処理すること。

【変更後】

(7) 本剤を無人航空機による散布に使用する場合は、次の注意事項を守ること。

- 1) ミツバチに対して影響があるので、関係機関（都道府県の農薬指導部局や地域の農業団体等）に対して、周辺で養蜂が行われているかを確認し、養蜂が行われている場合は、関係機関へ農薬使用に係る情報を提供し、ミツバチの危害防止に努めること。
- 2) 散布は散布機種 of 散布基準に従って実施すること。
- 3) 散布に当っては散布機種に適合した散布装置を使用すること。
- 4) 散布中、薬液の漏れのないように機体の散布配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
- 5) 散布薬液の飛散によって動植物の被害や自動車の塗装等に被害を与えるおそれがあるなど、各分野に影響があるので、散布区域内の諸物件に十分留意すること。
- 6) 水源池、飲料用水等に本剤が飛散、流入しないように十分注意すること。
- 7) 散布終了後は次の項目を守ること。
 - ① 使用後の空の容器は放置せず、安全な場所に廃棄すること。
 - ② 機体の散布装置は十分洗浄し、薬液タンクの洗浄廃液は安全な場所に処理すること。

- ② 農薬登録申請書第10項「水産動植物に有毒な農薬については、その旨」の(3)を次のとおり変更し、同項を別紙3のとおりとする。

【変更前】

(3) 無人ヘリコプターによる散布で使用する場合は、飛散しないよう特に注意すること。

【変更後】

(3) 無人航空機による散布で使用する場合は、飛散しないよう特に注意すること。

表 1 【変更前】

作物名	適用 病害虫名	希釈 倍数	使用液量	使用時期	本剤の 使用回数	使用 方法	イダコブノリ を含む農薬 の 総使用回数
かんきつ	ケシスイ類 コアハナムグリ	4000～ 5000倍	200～700 L/10a	収穫14日 前まで	3回以内	散布	3回以内
	コナカイガラムシ類	2500倍					
	アカマルカイガラムシ	2500～ 5000倍					
	アザミウマ類 ミカンハモグリガ カメシ類 アブラムシ類 ゴマダラカミキリ成 虫	2000～ 5000倍					
	ミカンバエ	2000～ 4000倍					
	ミカンジラミ	2000倍					
	ゴマダラカミキリ成 虫	40倍	5L/10a			無人 ヘリコプター による 散布	
	アブラムシ類	20倍					
とうもろこし	アブラムシ類	64倍	3.2L/10a	収穫前日 まで	2回以内	散布	3回以内 (種子粉衣は 1回以内、は 種後は2回以 内)
ほうれんそう	アブラムシ類 アザミウマ類	4000倍	100～300 L/10a				3回以内 (は種時の土 壌混和は1回 以内、散布は 2回以内)

表2【変更後】

作物名	適用 病害虫名	希釈 倍数	使用液量	使用時期	本剤の 使用回数	使用 方法	イマダコフリド を含む農薬 の 総使用回数
<u>かんきつ</u>	<u>コナカイガラムシ類</u>	<u>2000～ 2500倍</u>	200～700 L/10a	収穫14日 前まで	3回以内	散布	3回以内
	<u>アカマルカイガラムシ</u> アザミウマ類 <u>ケンキスイ類</u> <u>コアオハナムケリ</u> ミカンハモグリガ カメムシ類 アブラムシ類 ゴマダラカミキリ成虫	<u>2000～ 5000倍</u>					
	ミカンバエ	2000～ 4000倍					
	ミカンジラミ	2000倍	<u>8～20 L/10a</u>			無人 航空機 による 散布	
	<u>アブラムシ類</u> <u>アザミウマ類</u> カメムシ類 <u>ケンキスイ類</u> <u>コアオハナムケリ</u> ゴマダラカミキリ成虫	<u>80倍</u>					
	<u>ミカンハモグリガ</u> ミカンバエ ミカンジラミ	<u>40倍</u>					
<u>とうもろこし</u>	アブラムシ類	<u>64倍</u>	<u>1.6～3.2 L/10a</u>	2回以内	散布	3回以内 (種子粉衣は 1回以内、は 種後は2回以 内)	
		<u>4000倍</u>	100～300 L/10a			3回以内 (は種時の土 壌混和は1回 以内、散布は 2回以内)	
<u>ほうれんそう</u>	アブラムシ類 アザミウマ類 <u>ウリハムシモドキ</u>	<u>4000倍</u>	100～300 L/10a	収穫前日 まで	2回以内	散布	3回以内 (は種時の土 壌混和は1回 以内、散布は 2回以内)
<u>たまねぎ</u>	<u>アザミウマ類</u>	200倍	セル成型育苗 トレイ1箱 又はペー パーポット1 冊(30× 60cm、使用 土壌約 1.5～4L) 当り0.5L	定植前日 ～ 定植時	1回	灌注	2回以内 (定植時ま での処理は1 回以内)

【変更後】

8. 使用上の注意事項

- (1) 本剤は振ってから使用すること。
- (2) 使用量に合わせ薬液を調製し、使いきること。
- (3) 蚕に対して長期間毒性があるので、絶対に桑葉にかからないようにすること。
- (4) ミツバチに対して影響があるので、以下のことに注意すること。
 - 1) ミツバチの巣箱及びその周辺に飛散するおそれがある場合には使用しないこと。
 - 2) 受粉促進を目的としてミツバチ等を放飼中の施設や果樹園等では使用をさけること。
 - 3) 関係機関（都道府県の農薬指導部局や地域の農業団体等）に対して、周辺で養蜂が行われているかを確認し、養蜂が行われている場合は、関係機関へ農薬使用に係る情報を提供し、ミツバチの危害防止に努めること。
- (5) 散布量は対象作物の生育段階、栽培形態及び散布方法に合わせ調節すること。
- (6) 街路、公園等で使用する場合には、河川及び湖沼等に散布液が飛散しないよう注意すること。
- (7) 本剤を無人航空機による散布に使用する場合は、次の注意事項を守ること。
 - 1) ミツバチに対して影響があるので、関係機関（都道府県の農薬指導部局や地域の農業団体等）に対して、周辺で養蜂が行われているかを確認し、養蜂が行われている場合は、関係機関へ農薬使用に係る情報を提供し、ミツバチの危害防止に努めること。
 - 2) 散布は散布機種 of 散布基準に従って実施すること。
 - 3) 散布に当っては散布機種に適合した散布装置を使用すること。
 - 4) 散布中、薬液の漏れのないように機体の散布配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
 - 5) 散布薬液の飛散によって動植物の被害や自動車の塗装等に被害を与えるおそれがあるなど、各分野に影響があるので、散布区域内の諸物件に十分留意すること。
 - 6) 水源池、飲料用水等に本剤が飛散、流入しないように十分注意すること。
 - 7) 散布終了後は次の項目を守ること。
 - ① 使用後の空の容器は放置せず、安全な場所に廃棄すること。
 - ② 機体の散布装置は十分洗浄し、薬液タンクの洗浄廃液は安全な場所に処理すること。
- (8) 本剤を使用したわさびの苗を畑地からわさび田に移植する場合には、使用した農薬がわさび田の水系に持ち込まれないよう、わさびの苗に付着した土を十分に洗い落とすこと。
- (9) 本剤の使用に当っては使用量、使用時期、使用方法を誤らないように注意し、特に初めて使用する場合には病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。
- (10) 適用作物群に属する作物又はその新品種に本剤を初めて使用する場合は、使用者の責任において事前に薬害の有無を十分確認してから使用すること。なお、病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

【変更後】

10. 水産動植物に有毒な農薬については、その旨

- (1) 水産動植物(甲殻類)に影響を及ぼすので、河川、養殖池等に飛散、流入しないよう注意して使用すること。
- (2) 散布後は水管理に注意すること。
- (3) 無人航空機による散布で使用する場合は、飛散しないよう特に注意すること。
- (4) 使用残りの薬液が生じないように調製を行い、使いきること。散布器具及び容器の洗浄水は、河川等に流さないこと。また、空容器、空袋等は水産動植物に影響を与えないよう適切に処理すること。

以上